

介護職員等特定処遇改善加算について

社会福祉法人 津幡町福祉会

◎介護職員等特定処遇改善加算とは

2019年度の介護報酬改定において、介護職員の確保・定着につなげていくため、10月1日から「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、介護職員の更なる処遇改善を行うとともに、その趣旨を損なわない程度において、他の職種の職員に対しても処遇改善を行うことができる等、柔軟な運用ができるように定めた制度である。

◎介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境について、「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」・「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 処遇改善の取組について、ホームページ掲載等の「見える化」を行っていること

◎処遇改善に関する加算の算定状況

サービス事業所	介護職員等 特定処遇改善 加算の区分	サービス提供体制強化加算等の区分
介護老人福祉施設（従来型）	Ⅰ	日常生活継続支援加算
介護老人福祉施設（ユニット型）	Ⅰ	日常生活継続支援加算
（介護予防）短期入所生活介護	Ⅰ	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
通所介護	Ⅰ	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
訪問介護	Ⅰ	特定事業所加算（Ⅱ）

◎賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

分類	職場環境要件項目	具体的な取組内容
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者研修受講者への休日確保や受講費用貸付制度への推薦を実施している。 ・ユニットリーダー研修や喀痰吸引研修に対して、業務内で受講してもらう等の受講支援を実施している。
労働環境・処遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	<ul style="list-style-type: none"> ・年に1回、腰痛予防のための研修会を開催している。 ・介護職員の負担軽減のための特殊浴槽及び排泄ケア移動用リフトを購入し使用している。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的にユニット単位や部署ごとにミーティングを行い、個々の意見を踏まえた勤務環境やケアの内容の改善を図っている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤も含めた全職員に対して健康診断とストレスチェックを実施している。
その他	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍前までは、年に2回、地域の方も参加できるお祭り（七夕・文化祭）を開催していた。 ・町の社会福祉協議会と地域の小学校と共同して小学生と利用者が交流できる機会を実施している。
	非正規職員から正規職員への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規職員から勤務条件が合致する方の正規職員への転換を実施している。

◎当法人の基本的考え方

- ・ 同一法人に働くものとして、より多くの職員に特定処遇改善加算支給を行う仕組みにする。
- ・ 当法人の賃金改善項目
 - ① 「夜勤手当」を新設し、夜勤1回あたり3,000円を支給する。
 - ② 特定処遇改善支給原資から夜勤手当支給分を除いた額を「処遇改善一時金」として年度末に支給する。
 - ③ ①、②にかかる法定福利費増加分
- ・ 特定処遇改善加算支給対象外に該当する職員についても、法人負担にて法人の定めた支給割合に応じて支給する。
- ・ 非常勤職員についても常勤換算率に基づいて支給する。
- ・ 2019年度の支給については、10月まで遡った配分方法で配分する。
- ・ 年度ごとに特定処遇改善支給原資、対象者、支給額が変わってくるため、年度の特典処遇改善支給額が確定する5月に、法人が得た額が職員に支給した額を上回った場合、職員に追加支給する。